

重要事項説明書

認知症対応型共同生活介護

介護予防認知症対応型共同生活介護

グループホーム 「あんだんて」

グループホーム 「あんだんて」 重要事項説明書

1 (介護予防) 認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社 キタモリ
代表者氏名	代表取締役社長 北森 浩貴
本社所在地	三重県伊賀市古郡5 4 6 - 1 TEL0595-38-1524 FAX0595-36-9133

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	グループホーム 「あんだんて」
介護保険指定 事業所番号	No. 2 4 9 1 2 0 0 1 2 3
事業所所在地	三重県伊賀市安場 1 6 1 7 - 7

(2) 事業の目的及び運営の方針・理念

事業の目的	グループホーム「あんだんて」が開設する認知症対応型共同生活介護事業所（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切かつ、円滑な施設の運営とサービスの提供を確保することを目的とする。
運営の方針	利用者の個々に見合った処遇計画に基づき、社会生活上の便宜の供与、日常生活の世話、機能訓練、健康管理及び療養上のお世話等を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営み、かつ人権の尊重、プライバシーの保全、家族との団らんを図り、地域との共生に根ざした家族的な施設の運営に努める。
理 念	・利用者が心豊かな生活を営めるよう支援に努める。 ・利用者に対して、家族に成り代わる支援の提供を行う。 ・利用者の人格を尊重し、その人らしさを支える支援を行う。 ・理念を理解し、サービス向上と資質向上を目指す。

(3) 事業所の職員体制

	常勤	非常勤	職務内容
管理者	1 人		業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。
計画作成担当者	1 人		適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人保健施設、病院等と連絡・調整を行う。
看護師	1 人		利用者の健康管理、医療に関する業務や病院等との調整を行う。
介護職員	1 人以上	7 人以上	利用者に対し必要な介護及び支援を行う。
調理員		2 人	食事、おやつの調理、介護補助等の業務を行う。

(4) 入居定員 1ユニット 9名

3 サービスの種類

- (1) 入浴、排出、食事、着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談、援助

4 利用料金

- (1) 基本料金（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。）
以下は1日あたりの自己負担分です。（但し、介護保険自己負担割合1割の方の金額となります。）

・介護サービス費

要介護度	利用者負担額
要支援2	772円
要介護1	776円
要介護2	813円
要介護3	836円
要介護4	853円
要介護5	871円

- ・初期加算 30円/日（入居日から30日以内の期間、算定されます）
- ・医療連携体制加算 37円/日（要支援2には算定されません）
- ・認知症専門ケア加算 3円/日（医師の意見書日常自立度Ⅲ以上に算定されます）

- (2) その他の料金（次に掲げる項目については、介護保険の対象とならないサービス提供で別に利用料金の支払いを受けます。）

家賃	月額 40,000円
一時入居金	入居時 100,000円（返金は致しません。）
	退去時の修繕費にあてます。この金額を超過する場合は超過分をお支払いいただきます。
食費	月額 40,500円
共益費	月額 25,000円（ガス、水道、電気代、施設維持費を含む）
その他	日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用は実費となります。 （おむつ代、理容・美容代、予防接種、往診等）
外出支援料	30分 500円（伊賀地域内）
	原則として、家族にて支援していただきます。

- (3) 支払い方法は、原則口座引落とする。（事情がある場合は、現金も可）

5 事故発生時の対応

入居時に利用者に事故が発生した場合、当事業所は、ご家族に緊急連絡し、救急対応をいたします。

6 入居に当たっての留意事項

- (1) 指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。
 - ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
 - ② 自傷他害のおそれがないこと。
 - ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- (2) 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去してもらう場合があります。
- (3) 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退去に必要な援助を行うよう努めます。

7 非常災害対策

- (1) 非常災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。
- (2) 非常時に備え、定期的に避難訓練を行い、災害に対する意識の向上を図ります。
避難訓練実施時期：(毎年2回 4月・ 10月)

8 秘密保持

- (1) 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を遵守します。
- (2) 従業者であった者が業務上知り得た利用者または家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。
- (3) 予め文書により利用者又は家族、身元引受人の同意を得た場合は、前項の規定にかかわらず、サービス担当学会等において情報を用いることがあります。

9 苦情処理の体制

事業所への苦情は、面接・電話・書面等により苦情受付担当者及び第三者運営委員会が随時受付ます。

事業所	グループホーム「あんだんて」 TEL 0595 (39) 1900
苦情解決責任者	北森 浩貴（代表取締役） 長岡 由美子（管理者）
苦情受付担当	長岡 由美子（計画作成担当者）
第三者委員会	北川 充代 安場地区民生委員

尚、事業所で解決できない苦情は、各市町村介護関係、三重県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会、国保連に設置された介護サービス苦情処理委員会に申し立てることができます。

名称	所在地	連絡先	受付時間
運営適正化委員会 (三重県社会福祉協議会)	津市桜橋 2-131	TEL : 059-224-8111 FAX : 059-213-1222	9 : 00～17 : 00 (土日祝除く)
伊賀市健康福祉部 介護高齢福祉課	伊賀市四十九町 3184	TEL : 0595-26-3939	8 : 30～17 : 15 (土日祝除く)
三重県国民健康保険団体連合会 保険介護福祉課 介護障害福祉係	津市桜橋 2-96	TEL : 059-222-4165	9 : 00～17 : 00

1 0 協力医療機関

事業所では下記の医療機関に協力をいただいております。

協力医療機関一覧	医療機関名：矢倉医院	
	所在地：名張市新田 2202-2	TEL 0595-65-2551
	医療機関名：峰歯科・矯正歯科クリニック	
	所在地：伊賀市上野西大手町 3598	TEL 0595-21-1616

1 1 衛生管理等

- (1) 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に行います。

1 2 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1 3 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険がおよぶことが考えられ、以下の（１）～（３）の要件を全て満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、様態及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容について記録し、５年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性・・・直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性・・・身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

1 4 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者	介護リーダー
-------------	--------

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

1 5 地域との連携について

- (1) 運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努めます。
- (2) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括センターの職員、（介護予防）認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」と言います。）を設置し、概ね2月1回以上運営推進会議を開催します。
- (3) 運営推進会議に対し、サービス内容及び活動状況を報告し、運営推進会議による評価をうけるとともに、必要な要望・助言を聴く機会を設けます。また、報告・評価・要望・助言等についての記録を作成し、公表します。

1 6 サービス提供の記録

- (1) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護等を提供した際には、提供した具体的なサービス内容等の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (2) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。
- (3) 入居に際して入居年月日及び事業所名称を、退去に際して退居年月日を介護保険被保険者証に記載いたします。

事業者

三重県伊賀市安場 1617-7

電話番号 0595 (39) 1900

グループホーム「あんだんて」

株式会社 キタモリ

代表取締役 北森 浩貴

重要事項説明者

㊞

重要事項説明書の内容の説明をうけ、了承しました。

令和 年 月 日

ご利用者氏名

㊞

署名代行者氏名

㊞